必読 **(教員向け)自宅学習に関する総論**

静岡大学 Shizuoka University

ポイント① 在宅授業の構造

大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づいた授業を実施してください.

毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該 授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用する ことにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

学務情報システム等を利用し，①教材・課題の提示，②指導，②意見交換の3点を実施してください.

ポイント② 在宅授業の内容

推奨はオンデマンド型教材です

①学務情報システム等で提示された課題に関する学習（教員が提示する講義資料や教材等（スライドや教科書等）に基づくレポートの作成等）を自宅等で行う。

②学務情報システム等により提供される動画（授業を録画した動画やナレーション付きのパワーポイント動画等）を自宅にてオンデマンドで視聴する。（必要に応じて課題を課す。）

※オンデマンド動画配信システムは大学で準備しています.

・現時点で，テレビ会議等システムを利用した双方向型授業（ライブ配信）は必須ではありません.

・授業の理解度や学習の定着度を確認するために，毎回又は複数回の授業のまとまりごとに，学務情報システム等を活用し，小テストや小レポート等を課す。

・科目によって，学務情報システム以外のシステムを使用したい場合は，学内ネットワークの負荷や学生の視聴環境の問題がクリアできることを前提とした上で使用するものとする。

上記の2つのポイントを踏まえて，必読資料を必ずお読み頂き授業を実施してください.

http://web.hedc.shizuoka.ac.jp/covid19-teacher/